

「豊島税務署からのお知らせ」の回覧による周知・広報のお願いについて

税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、年が明けますと、令和6年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。

税務当局では、自宅からのe-Tax（イータックス）を利用した「書かない確定申告」を目指した取組を進めております。

特にマイナンバーカードを利用したスマートフォンからの確定申告の利便性向上を図っており、さらにマイナポータル連携をご利用いただくと、収入・控除等に関する情報が確定申告書に自動入力され、より簡単に確定申告書の作成が可能となっております。

つきましては、お手数をおかけしますが、別添リーフレット「豊島税務署からのお知らせ」を各ご家庭等へ回覧の上、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

【お知らせの内容】

- 1 「税理士による無料申告相談」は、豊島区役所（1階）のとしまセンタースクエアにおいて、令和7年1月29日（水）から令和7年2月5日（水）まで開催します（土日を除く）。混雑回避のため、オンラインによる事前申込を令和7年1月10日（金）から受け付けます。
- 2 豊島税務署の申告書作成会場は、令和7年2月17日（月）から開設することとしておりますが、混雑回避のため、申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で取得することができますので、是非ご利用ください。3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。

なお、申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきますので、スマートフォン、マイナンバーカード及びマイナンバー発行時に設定したパスワードの御持参をお願いします。

豊島税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒171-8521 豊島区西池袋3-33-22 Tel. 03(3984)2171(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

確定申告は **自 宅** から **ス マ ホ** で！

マイナポータル連携を利用して更に便利に！

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。

※ 源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって事前準備を行ってください。

マイナポータル連携の詳細はこちらから↓



事前準備の詳細はこちらから↓



自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する方法

【マイナンバーカード方式編】

1

必要なもの



スマホ



アプリ
「マイナポータル」



マイナンバー
カード

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

※ パスワードを
お忘れの場合
(外部サイト)



必要なもの

をご準備の上、2へ♪

2

「作成コーナー」推奨ブラウザ※
で検索♪



確定申告書等作成コーナーにアクセス
※ 推奨ブラウザからアクセスしてください。

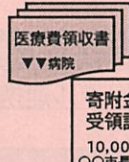
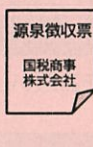
3



提出方法「マイナンバーカード方式」を選択
マイナンバーカードを
スマホで読み取ります。

4

収入等の入力 ▶ 控除の入力



画面の案内に従って、収入・控除等に関する情報を入力するだけ！
自動計算で申告書の作成ができます。

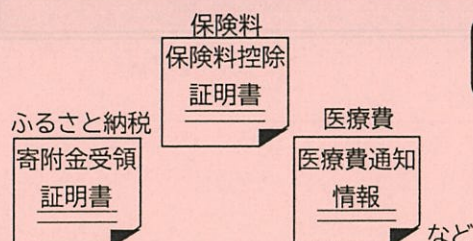
5

FINISH!!



e-Taxで送信！これで手続完了♪
書類の郵送提出が不要！

さらに！ **マイナポータル連携**で収入・控除等に関する情報を確定申告書に自動入力！



マイナポータルから
まとめてデータで取得



確定申告書に
自動入力・自動計算

e-Taxで送信

税務署



税理士による無料申告相談

～申告書作成会場以外でも、次の日程で無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和7年1月29日(水) ～ 2月5日(水) (土、日及び祝日を除きます。)	豊島区役所 本庁舎1階 としまセンタースクエア	豊島区南池袋2-45-1
時 間	対 象 者 ^(注1)	そ の 他
午前9時30分から 午前11時30分まで 【相談は午前10時から】 午後1時00分から 午後3時30分まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注2)	○ 持ち物については、「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、豊島税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。 ○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
事前申込	○ 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和7年1月10日(金)から可能となります。 ○ なお、税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。	

事前申込サイト



(注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会 場	所 在 地	時 間
令和7年 2月17日(月)～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月2日の日曜日は開場します。	豊島税務署	豊島区西池袋 3-33-22	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から
お持ちいただきたいもの		案 内 図	
① マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類 ・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類 ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォンまたはタブレット ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類			

事前準備

❗ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いしております。詳しくは、表面をご覧ください。

入 場 整 理 券

- 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。
- 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お並びいただく場合があります。
また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、お並びいただいても入場整理券を取得することができない場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。

LINEで事前発行

- ・ LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。
- ・ 当日並ばずに事前に取得できます。



友だち追加はこちらから→



(注) 開設期間中、豊島税務署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご注意ください。